

○けん銃射撃訓練に係る衛生管理対策推進要綱の制定について  
(平成20年12月16日例規第55号／神教発第1856号／神学発第1260号／神施発第508号／神装  
発第596号／神務発第2409号／神厚発第983号)

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり、けん銃射撃訓練に係る衛生管理対策推進要綱を制定したので、  
運用上誤りのないようにされたい。

別添

けん銃射撃訓練に係る衛生管理対策推進要綱

## 第1 目的

この要綱は、けん銃射撃訓練(以下「訓練」という。)に係る鉛の粉じんによる警察官の  
健康障害を防止するため、警察官の健康管理、訓練環境の整備その他の衛生管理対策を推  
進することを目的とする。

## 第2 法令の遵守

神奈川県警察射撃場管理及び使用規程(昭和39年神奈川県警察本部訓令第3号。以下「管  
理使用規程」という。)第3条に規定する射撃場管理官は、この要綱に定めるもののほか、  
訓練に係る衛生管理対策を推進するために労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関  
係法令を遵守しなければならない。

## 第3 衛生管理体制

### 1 射撃場管理官

- (1) 射撃場管理官は、管理使用規程第2条第1号に規定する神奈川県警察射撃場及び  
同条第2号に規定する警察署射撃場(以下「射撃場」という。)において、鉛の粉じん  
による警察官の健康障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 射撃場管理官は、神奈川県警察けん銃訓練要綱の制定について(平成14年5月1日  
例規第34号、神教発第486号)に定める訓練立会責任者及び実射訓練指揮官(以下「立  
会責任者等」という。)のうち、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第60条に  
規定する鉛作業主任者技能講習を修了した警部補又は巡查部長の階級にある警察官を  
射撃場管理主任者に指名し、射撃場管理主任者指名書(第1号様式)を交付するものと  
する。
- (3) 射撃場管理官は、射撃場管理主任者が配置換えになったときは指名を解除し、射  
撃場管理主任者指名解除書(第2号様式)を交付するものとする。

### 2 射撃場管理主任者

- (1) 射撃場管理主任者は、射撃場管理官の命を受け、訓練に従事する警察官に対する  
衛生管理上の指示、換気装置等の点検、保護具の使用状況等の点検、射撃場内の換気、  
鉛の粉じんの発散防止その他射撃場における衛生管理のための措置を講ずるものとす  
る。
- (2) 射撃場管理主任者は、毎月1回、換気装置等の点検を行い、警務部教養課にあつ  
ては射撃訓練物品等点検簿(教養課用)(第3号様式)を、警察学校にあつては射撃訓練  
物品等点検簿(警察学校用)(第4号様式)を作成し、射撃場管理官に報告するものとす  
る。

- (3) 射撃場管理主任者は、訓練の都度、保護具の使用状況等の点検を行い、警務部教養課にあつては射撃訓練状況点検簿(教養課用)(第5号様式)を、警察学校にあつては射撃訓練状況点検簿(警察学校用)(第6号様式)を作成し、毎月射撃場管理官に報告するものとする。ただし、特異事案については、遅滞なく射撃場管理官に報告するものとする。

#### 第4 産業医及び衛生管理者との連携

射撃場管理官及び射撃場管理主任者がこの要綱に定める措置を講ずるに当たっては、神奈川県警察職員健康管理規程(平成15年神奈川県警察本部訓令第1号。以下「健康管理規程」という。)第10条に規定する産業医及び健康管理規程第11条に規定する衛生管理者と連携を図るものとする。

#### 第5 関係所属との連携

射撃場管理官は、訓練に係る衛生管理対策を推進するに当たっては、総務部施設課長、総務部装備課長、警務部警務課長及び警務部厚生課長(以下「関係所属長」という。)と相互に緊密な連携を図るものとする。

#### 第6 衛生管理対策

##### 1 射撃場の衛生管理対策

##### (1) 訓練環境の整備

###### ア 射撃場の整備

射撃場管理官は、管理使用規程第5条第1項の規定により、平素から換気装置の整備に必要な措置を講ずるものとする。

###### イ 物品等の整備

射撃場管理官は、次に掲げる物品等の整備に努めるものとする。

###### (ア) 保護具等

警察官が使用する防じんマスク、ゴーグル、手袋等の保護具、立会責任者等及び神奈川県警察術科特別訓練実施要綱の制定について(昭和59年4月1日例規第24号、神教発第157号)に定めるけん銃の特別訓練に従事する者(以下「特練員」という。)が使用するジャンパー等の訓練衣等

###### (イ) 備品等

塵(じん)埃(あい)除去機、工業用掃除機、洗濯機、足ふきマット、有害金属除去剤等

###### (ウ) 鉛の粉じんの二次汚染防止のための設備

立会責任者等及び特練員が訓練で使用した訓練衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管するロッカー並びに洗身設備

###### ウ 射撃場の清潔の保持

射撃場管理官は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

###### (ア) 場内清掃

射撃場内の床等の鉛による汚染を防止するため、訓練の都度、工業用掃除機を使用して清掃するものとする。

###### (イ) 鉛の回収作業を行う場合の留意事項

- a 鉛の回収作業を行う場合は、鉛がたい積している場所を水で湿らせた後、回

取作業に従事する警察官に全面型防じんマスク及び労働衛生保護衣類を使用させ、鉛の粉じんの吸入を防止するために細心の注意を払うものとする。

b 回収した鉛については、鉛がこぼれ、又はその粉じんが発散するおそれのない方法により保管するものとする。

エ 射撃場の周辺環境への配慮

射撃場管理官は、射撃場からの排気及び排水について、必要に応じて環境調査を行い、周辺環境への汚染の防止に細心の注意を払うものとする。

(2) 環境測定

ア 測定の実施

射撃場管理官は、射撃場の環境測定について、1年以内ごとに1回、定期的に、空气中における鉛の濃度を測定するものとする。ただし、換気装置に係る設備の改修が行われた場合には、その都度、測定するものとする。

イ 測定方法

アの環境測定は、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に従って実施するものとする。

ウ 測定結果の評価

射撃場管理官は、環境測定の結果について、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に従って、射撃場の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより評価を行うものとする。

エ 測定結果の報告

射撃場管理官は、ウの測定結果の評価について、総括安全衛生管理者の設置に関する規程(平成18年神奈川県警察本部訓令第2号)に定める総括安全衛生管理者へ報告するものとする。

オ 測定結果の評価に基づく措置

射撃場管理官は、環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 射撃場管理主任者に射撃場及び訓練方法の点検を行わせ、その結果を報告させること。

(イ) (ア)の規定による報告により、訓練環境の改善の必要があると認められる場合は、関係所属長と連携を図り、射撃場の整備、訓練方法の改善その他訓練環境を改善するための必要な措置を講ずること。

2 訓練に従事する警察官の衛生管理対策

(1) 遵守事項

射撃場管理官は、訓練に従事する警察官に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

ア 保護具の使用

訓練を行うときは防じんマスク及びゴーグルを、訓練後のけん銃の手入れを行うときは手袋を確実に使用し、鉛の粉じんの吸入又は付着を防止すること。

イ 手洗い及びうがいの徹底

訓練後のけん銃の手入れを行った後は、有害金属除去剤及びつめブラシを使用し

て手を洗うとともに、うがい液によるうがいを徹底すること。

ウ 喫煙等の禁止

射撃場内での喫煙又は飲食を禁止すること。

なお、射撃場管理官は、その旨を射撃場の訓練に従事する警察官の見やすい箇所に表示しなければならない。

エ 足部に付着した鉛の粉じんの除去

射撃場から出るときは、足ふきマットを使用し、足部に付着した鉛の粉じんを除去すること。

オ 衣服に付着した鉛の粉じんの除去

訓練終了後、塵(じん)埃(あい)除去機を使用して、衣服に付着した鉛の粉じんを除去すること。

カ 換気時間の確保

採点は、射撃終了の都度、射撃場の換気に必要な時間を確保した上で実施すること。

(2) 禁止事項

射撃場管理官は、次に掲げる女性警察官の訓練を禁止するものとする。

ア 妊娠中の女性警察官

イ 本人の申出により妊娠していると認められる女性警察官

ウ 出産後1年を経過しない女性警察官

エ 保育中の女性警察官

3 立会責任者等及び特練員の衛生管理対策

(1) 遵守事項

射撃場管理官は、立会責任者等及び特練員に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

ア 二次汚染防止策

訓練中においては、ジャンパー等の訓練衣を使用し、衣服に鉛の粉じんが付着することを防止するとともに、訓練衣をこれら以外の衣服等から隔離してロッカーに保管すること。

イ 洗身の実施

身体に鉛の粉じんが付着したときは、訓練終了後又は必要に応じて洗身設備を使用して除去すること。

(2) 射撃場における在场時間の抑制

射撃場管理官は、鉛の粉じんのばく露を軽減するため、射撃場の環境の実態を踏まえ、立会責任者等及び特練員の在场する時間の抑制に努めるものとする。

なお、当該立会責任者等を連続して訓練に従事させないために、必要な人員の配置に努めるものとする。

(3) 健康診断

ア 射撃場管理官は、健康管理規程第26条の規定により、立会責任者等及び特練員に対し、特殊健康診断を受診させるものとする。

イ 射撃場管理官は、立会責任者等及び特練員が健康管理規程第32条第1項に規定す

る健康管理指示区分の指定を受けた場合は、健康管理上必要な措置を講ずるものとする。

様式(略)